

令和8年度執行 沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の
製作・設置・保守及び撤去に関する業務委託契約書

那覇市選挙管理委員会

〇〇〇〇〇〇〇〇

令和8年度執行 沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の製作・設置・保守及び撤去に関する業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と ○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間に、公営ポスター掲示場の製作・設置・保守及び撤去に関する業務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）委託業務の名称 令和8年度執行沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の製作・設置・保守及び撤去に関する業務委託
- （2）業務の実施方法 令和8年度執行沖縄県知事選挙及び那覇市長選挙における公営ポスター掲示場の製作・設置・保守及び撤去に関する業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 乙は、仕様書に基づき委託業務を実施する。

（委託期間）

第2条 本契約の業務委託期間は次のとおりとする。

- （1）委託期間 契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

（公営ポスター掲示場の設置、撤去及び保守の期間）

第3条 公営ポスター掲示場の作業期間は次のとおりとする。

（1）作業期間

ア 沖縄県知事選挙

設置 令和8年8月3日（月）から令和8年8月26日（金）

撤去 令和8年9月14日（月）から令和8年9月18日（金）

保守 設置から撤去するまでの間

イ 那覇市長選挙

設置 令和8年9月19日（土）から令和8年10月17日（土）

撤去 令和8年10月26日（月）から令和8年10月30日（金）

保守 設置から撤去するまでの間

（委託料）

第4条 本契約の委託料は、沖縄県知事選挙○○○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○○円）、那覇市長選挙○○○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○○円）とする。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

2 乙は、前項に定める委託料を、甲が指定する方法により甲に請求するものとする。

(委託料の支払)

第5条 乙は、委託業務が完了した場合は、甲に対して委託料を請求するものとする。

2 甲は、適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、または履行の見込みがないとき

(2) 乙が契約の解除を請求し、その事由を正当と認めるとき

(3) 乙が地方自治法施行令第167条の5の規定に該当するに至るとき

(4) その他、この契約に違反したとき

2 乙は、前項の規定により契約の解除があったときは、契約解除により生じた乙の損害の賠償を甲に対し請求することができない。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、那覇市契約規則(平成26年12月26日規則第59号)第30条第6号イの規定により免除する。

(契約の履行義務)

第8条 乙は契約締結後速やかに業務に着手し、期限内に設置及び撤去しなければならない。

2 乙は、風雨など自然災害又は不測の事態によりポスター掲示場が破損した場合、又は、一時的に撤去しないとイケない状況になった場合は、甲の指示により速やかに補修又は撤去しなければならない。

3 前項の規定により撤去した場合において、甲より再設置の指示があった場合には、速やかに再設置しなければならない。

4 前項の規定により生じた経費については、甲において負担するものとする。

(検査)

第9条 乙は、設置したポスター掲示場について甲の検査を受け、また、撤去後も甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査のうち設置及び撤去について、原則として写真(電子データ)の提出をもって行うこととする。

3 甲は、乙に検査のために必要な報告を求めることができる。

(再検査)

第10条 乙は、検査の結果、甲から不合格の通知を受けたときは、遅滞なく不合格になった箇所を整備、調整し、再度検査を受けなければならない。

(違約金)

第11条 次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、乙は、甲に対し違約金として契約金額の100分の50に相当する金額を、甲の指定する日までに納付しなければならない。

(1) 乙が、正当な理由もなく履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙から契約解除の申出があったとき。

(損害負担)

第12条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

2 前項の損害に対する保障の担保として、乙は、対人については1人につき1億円、対物については1件につき1千万円を限度とする保険に加入しなければならない。

3 契約期間内において、仕様書に基づき適正に設置し保守管理を行っている状況下で、風雨など自然災害により発生したすべての損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、甲が負担するものとする。

(協議)

第13条 この契約の履行について生じた疑義及びこの契約に定めのない事項については、那覇市契約規則を適用するほか、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙